

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金実施要領

第1 山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金の交付については、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、本実施要領に定めるところによる。なお、実施要領中の用語は、要綱の用語の例による。

第2 要綱第3条に規定する補助対象者は次の要件を満たす者とする。

- 一 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 二 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 三 製造開始から1年を経過するまで、本補助金で整備した設備により製造した不織布マスクについて、原則として県内向けに出荷するとともに、県からの要請に応じ、県が指定する品質性能を有する不織布マスクを県及び県が指示する施設等へ供給すること。
- 四 要綱第18条第2項による財産処分制限期間内において、本補助金で整備した設備により製造した不織布マスクについて、県から要請があった場合、県内への供給要請に協力できること。

第3 要綱の別表に掲げる補助対象経費の内容は、次のとおりとする。

補助対象経費	経費区分	内容
不織布マスクの製造機械設備（包装を含む）の購入、設置のための経費	機械装置費	本事業の遂行に必要な機械装置、器具備品の購入、製作、据付けに要する経費（専用ソフトウェア・情報システムの購入、構築に要する経費も含む） ※ 機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置費」とする。 ※ 据付けは、本事業で購入した機械装置の設置と一体で捉えられるものであって、軽微なものに限る。設置場所の整備工事や基礎工事は含まない。
	工事費	機械装置等の設置に付帯する電気工事等に要する経費 ※ 機械装置等と一体で捉えられるものであって、当該処理がなければ機械装置等の動作に著しく弊害が出るもの等軽微なものに限る。整備工事や基礎工事を伴う建物等の建設費は対象としない。
	運搬費	機械装置等の運搬に要する経費
	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が事業目的達成のため特に必要と認める経費。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。

第4 第3の規定にかかわらず、次の経費は補助対象経費とすることができない。

- 一 交付決定日以前に発注、購入、契約等を行ったものに係る経費
- 二 令和3年1月31日までに支払が完了しなかったものに係る経費
- 三 パソコン、プリンター、事務机等の補助事業以外にも使用する汎用品、事務用品等の消耗品に要する経費
- 四 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税

五 振込手数料、代引手数料等

第5 補助対象経費についての留意事項等は次のとおりとする。

- 一 支払いをしたことが分かる証拠書類が保管されているもののみ補助対象とする。
- 二 交付決定日以前に見積書を徴取することは認める。1件あたり税込100万円超の発注に当たっては、2社以上から見積書を徴取し、より安価な発注先（委託先）を選ぶこと。ただし、発注（委託）する事業内容の性質上、2社以上から見積書の徴取が困難な場合は、該当企業等を随意契約の相手方とする理由書を実績報告時に提出すること。
- 三 委託や外注を行う場合は、委託内容や外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要がある。
- 四 補助事業に関する書類は、補助事業以外の書類と区分し、発注書、納品書、請求書、支払いの証拠書類といった順に、取引の流れに添って保管すること。

第6 要綱第5条に規定する関係書類とは、次のとおりとする。

- 一 事業計画書（様式第1の別紙1）
- 二 収支予算書（様式第1の別紙2）
- 三 直近3期分の貸借対照表及び損益計算書
- 四 履歴事項全部証明書
- 五 会社定款の写し
- 六 暴力団等でないことを誓約する書類
- 七 会社案内など会社の概要がわかるもの
- 八 その他審査を行う上での必要書類（機械装置の性能が分かる資料、見積書等）

第7 要綱第14条に規定する関係書類とは、次のとおりとする。

- 一 補助事業報告書（様式第7の別紙1）
- 二 収支決算書（様式第7の別紙2）
- 三 収支を証する書類
- 四 その他事業を実施したことを証明するもの（補助事業実施前後の写真等）

第8 要綱第18条第1項に規定する効用が増加した財産とは、補助事業により取得した財産を用いて作製したもの及び新たな部材を用いて改良等をおこなったものをいう。

2 要綱第18条第2項に規定する知事が別に定める処分を制限する財産とは、機械装置及び重要な器具備品で取得価格又は製作に要した経費が50万円以上のものとする。

3 要綱第18条第2項に規定する知事が定める期間は、7年とする。

第9 要綱第20条の規定に基づき収益が生じたと認められた場合の県への納付額は、当該補助金の確定額から要綱第18条第4項に基づく納付額を控除した金額を限度とする。

附 則

この実施要領は、令和2年7月3日から施行する。